

○瀬戸内市地域公共交通会議設置要綱

平成23年5月9日

告示第13号

改正 平成23年6月20日告示第15—1号

平成26年3月28日告示第16号

平成27年3月16日告示第11号

平成27年6月9日告示第45号

令和3年3月15日告示第15号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、瀬戸内市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合旅客輸送 法第3条第1号イに規定される一般乗合旅客自動車運送事業において行う旅客の輸送をいう。
- (2) 市営有償運送 法第78条に規定される自家用有償旅客運送事業のうち、市が運営するものをいう。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者 法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 形成計画及び形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

- (5) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
(交通会議の委員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 中国運輸局岡山運輸支局の職員その他の公共交通に関し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者。
 - (8) 道路管理者若しくは瀬戸内警察署長又はその指定する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(監事)

第6条 交通会議に監事を2人置き、委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所等を通知しなければならない。
- 3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 交通会議の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第8条 交通会議の議決方法は、委員による全会一致を原則とする。

- 2 前項の議決方法により難しい場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長はこれを決する。

(協議結果の取扱)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(会議の公開)

第10条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要並びに合意事項等を記載した議事概要をもってこれに代えることができる。

(幹事会)

第11条 交通会議は、会議に付すべき事項の調査、検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の構成員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 幹事会は、会議に付すべき事項及び交通会議の円滑な運営のための方法(関係者の合意に関する部分を除く。)の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して交通会議に報告する。

(分科会)

第12条 交通会議は、協議事項に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、交通会議の委員の中から会長が指名する者によって構成する。
- 3 分科会に分会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 分会長は、分科会の会務を総括する。
- 5 分会長に事故その他の理由により支障があるときは、分会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 分科会は、必要に応じ、利用者等関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 7 交通会議は、分科会の議決事項を、交通会議の議決とすることができる。

(事務局)

第13条 交通会議の事務局は、総合政策部企画振興課に置く。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定

める。

(報償費等)

第15条 市長は、第4条第1項第6号に規定する学識経験者が会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費並びに瀬戸内市職員等の旅費に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第47号)に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃を支払うものとする。

(交通会議の公印)

第16条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、寸法、書体、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、瀬戸内市公印規程(平成16年瀬戸内市訓令第8号)の例による。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

附 則(平成23年6月20日告示第15—1号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第16号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月16日告示第11号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年6月9日告示第45号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月15日告示第15号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

名称	寸法	書体	使用区分	個数
瀬戸内市地域公共交通会議会長の印	方21ミリ	れい書	瀬戸内市地域公共交通会議会長名をもつてする文書	1